

令和8年6月23日

保護者 様

沼津市教育委員会学校教育課長

新型学習用端末（Chromebook）の補償内容の改定および取り扱い
について（お知らせ）

日頃より本市の教育行政および学校教育活動に対し、多大なるご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年3月にご案内いたしました新型学習用端末の故障時における補償制度につきまして、保険会社との協議が完了いたしましたのでご報告申し上げます。

以前のお知らせでは、移行期間中につき保護者の皆様にご不安な思いを抱かせてしまいましたことを改めてお詫び申し上げます。今後の取り扱いにつきまして、下記の通り決定いたしましたので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 補償上限額の引き上げおよび新品交換について

以前は、修理補償上限額が55,000円となっており、修理費用がこれを超過した場合には保護者の皆様にご負担いただく可能性がある旨をお伝えしておりました。

この度、補償内容が改定され、補償上限額が75,000円に引き上げられました。これにより、端末が大きく破損した場合でも、保険適用の対象となる事案であれば無償で新品と交換できるようになりました。

2. 保険適用の条件について（※「故意ではない破損」に限ります）

上記の補償および新品交換が適用されるのは、「故意ではない破損（学習中の不慮の事故など）」に限られます。

わざと端末を落としたり叩いたりした場合（故意による破損）や、取り扱いルールを著しく無視した結果の破損などにつきましては、保険適用外となり、端末代金が全額保護者様のご負担となりますので十分にご注意ください。

（裏面に続く）

3. AC アダプターの取り扱いについて

端末の充電に使用する AC アダプターにつきましては「消耗品」の扱いとなります。そのため、断線や端子の破損、または紛失をされた場合は保険対象外となり、再購入費用は保護者様のご負担となります。日々の取り扱いには十分お気をつけください。

市教育委員会としましては、今後も子どもたちが安心して学習に専念できる環境を整えられるよう尽力してまいります。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

学校教育課情報教育推進室 電話番号 934-2547